

岩手県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団法人岩手県看護協会	公益社団法人岩手県看護協会	盛岡市緑が丘二丁目4番55号	社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	公益社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	一関市千厩町千厩字町浦32番地2	平成24年5月1日
社団法人岩手県看護協会	公益社団法人岩手県看護協会	盛岡市緑が丘二丁目4番55号	社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	公益社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	二戸市福岡字川又47番地	〃

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
社団法人岩手県看護協会	公益社団法人岩手県看護協会	盛岡市緑が丘二丁目4番55号	社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	公益社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	一関市千厩町千厩字町浦32番地2	平成24年5月1日
社団法人岩手県看護協会	公益社団法人岩手県看護協会	盛岡市緑が丘二丁目4番55号	社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	公益社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	二戸市福岡字川又47番地	〃